

試験無しで運管資格取得？

～大丈夫です、まだ生きてます。取れますよ！～

道路運送法第23条の2第1項第2号及び貨物自動車運送事業法第19条第1項第2号の規定により、一定の実務経験及び要件を備えれば、運行管理者資格者証の交付申請を行うことができます。

5年で5回が最短

- 運行管理(貨物)に関して5年以上の実務経験※がある。

(※まずは基礎講習を修了させて補助者として自社内選任してね。
そうじゃないと実務経験開始されないよ！)

- 実務経験の間に運行管理に関する講習を年度毎に1回の合計5回以上受講

(※5回の講習のうち、少なくとも1回は基礎講習を受講してね。
それと同年度内の複数回受講は1回としてカウントされちゃうから注意してね。)



〔1年目に基礎講習修了後、即時補助者として実務スタート！
以降年度ごとに一般講習受講で最短5年で資格取得だよ！〕

途中実務経験離れたり、講習受講に間隔空いても取得可能！

最短5年5回でなくても

実務経験が途中切れても

5年以上
5回受講で条件満たせば



年度	1	2	3	4	5	6	7
一般講習		○	×	○	×	○	○
基礎講習	○	連続してなくても合計が5年以上5回なら大丈夫👍					
実務経験	←→		×	←→			

【関連法令等】

・貨物自動車運送事業法 第19条(運行管理資格者証)

・[交付申請はここをクリック](#)



秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関